

熊本家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

第1 開催日時等

- 1 日 時 平成26年10月24日（金）午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室
- 3 出席者
 - (委員) 阿部広美, 家入尚美, 岡部 勉, 小田浩一, 甲斐國英, 栗木 傑,
武野康代, 遠山廣直, 農 孝生, 松村俊宏（五十音順）
 - (事務局等) 裁判官, 事務局長, 首席家庭裁判所調査官, 首席書記官,
事務局次長, 次席家庭裁判所調査官, 総務課長, 訟廷管理官
- 4 意見交換テーマ
少年審判の実際～少年の再犯防止に向けて～

第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長, ○：委員, ◇：事務局等】

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 審判廷, 調査室, 面接室の見学及び説明
 - (2) ビデオ視聴「少年審判～少年の健全な育成のために～」
 - (3) 少年審判等に関する補足説明
 - (4) 統計資料に基づく事件動向等の説明
- ◎ 審判廷等の見学, ビデオ視聴及びこれまでの説明について質問あるいは意見, 感想等はないか。
 - 再犯率が高くなっている要因として何かあるのか。
 - ◇ これといった要因がはっきりしている訳ではない。
非行性が進んでいる一部の少年を除けば, 大半の少年は, 一度の事件, 一度の非行に対する裁判所での何らかの手当により, 再犯に至らず終局している。

再犯に至る少年については、家庭や交友関係、性格、行動傾向に根深い問題を抱えているということは言えると思う。

○ 最近の傾向として、家庭そのものに問題があるような場合が増えてきているという印象があるが、いかがか。

◇ 繰り返し非行を重ねる少年については、本人自身の色々な発達上の障害が含まれることもあるが、家庭の保護環境の悪さが非行に影響を与えるケースや、家族関係により問題が根深くなっているというケースがある。

そのような環境がなかなか改善できず、少年が同じ様なパターンで再犯を繰り返す例が多いのではないかと感じている。

○ 熊本には少年友の会の付添人という制度がある。申請をすれば、主に家庭裁判所の調停委員を兼ねている方2人がほぼ付いて、保護者への指導をかなりやっていただける。それで功を奏する事案も多く、両親が「がんばります」と前向きな姿勢になってくれる事案については、大体上手く行くのではないかと思っている。

そうは言っても、少年を変える以上に保護者を変えるということは難しく、簡単に親というものは変わるものではない。

事件、非行を犯した少年を本当に見ることができない人がいないと、その少年は立ち直って行かないだろうと思う。

○ 少年の再犯防止のためには、学校での指導関係、親の関与が大事であると思う。

○ 大学では、指導教員が真剣に問題のある学生のケアを行っている。

親に限らず、誰かが見てくれる、見ている者がいることが必要なのだと思う。

家庭裁判所においては、視聴したビデオからもうかがえたように、家裁調査官の方が非常に一生懸命対応されている。このようなことが一つ一つ積み重なれば、少年にとって本当に貴重なものとなるのではないかと思う。

○ 少年の補導受託施設である熊本乳児院での受託活動を紹介したい。

乳児院は、児童福祉施設である。

当院に受託で来る少年たちに、乳児院の働きについて説明し、乳児の世話をさせると、とても乳児を可愛がる。受託少年たちは、本来は素直で、優しいのだろうと思う。

受託少年のお母さんが一緒に活動することもあるが、乳児に接すると、昔を思い出し、優しい気持ちになったという感想を聞く。

少年が当院で体験したことによって、保育士等の子供に関わる仕事をしたいと相談を受けたことがある。資格取得のアドバイスをして、少年から将来、保育士になれるよう頑張ってみたいとの話があった時は、やりがいを感じた。

夏祭り等の行事を当院で行った時に、少年がボランティアで手伝いに来て、子供たちがその少年になつき、互いに笑顔で体験（行事）を終えたということもあった。

我々児童福祉関係者は、問題のある子供はいなくて、問題のある家庭と親がいるだけだと昔から言っている。

少年が子に接することによって、その少年自身が変わり、成長が見えるというの、児童福祉施設ならではの効果であると思っている。

- 補導受託先である乳児院では、少年に関わる職員の方が、少年の行うボランティア活動等を認め、誉めているからこそ、効果が上がってきていると思う。

社会的資源を見つけて何かする時にその効果を十分なものにするためには、周りの関わっている大人が、少年自身が「自分もまんざらでもないのだな。」と思える様にしたり、社会における自分の立場を考えさせたり、親子で一つの経験を持たせて普段見ない我が子の姿、表情を親に見せる用意をしてこそ、効果が上がっていくのではないかと思う。

- 臨床心理士が児童生徒の心のケアに関わっていくことでスクールカウンセラーというものがあるが、これとは別に、スクールソーシャルワーカーというものがある。

スクールソーシャルワーカーは、問題を抱えている児童生徒が置かれてい

る環境を把握し、関係機関とのネットワークや学校におけるチーム体制を構築したり、保護者と教職員に対する支援を行っている。

家庭に問題のある少年たちに対して、スクールソーシャルワーカーを活用していくことも再犯を防ぐための方法となるのではないかと考える。

◎ 貴重な御意見等について、今後の参考とさせていただきたい。

3 次回のテーマ

「調停運営のあり方等」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

4 次回期日

平成27年5月22日（金）午後1時30分

5 閉会